

建設工事等における情報共有システム活用試行要領

令和元年9月27日
農政水産部農村計画課

(趣旨)

第1 この要領は、農政水産部所管の農業農村整備事業で発注する建設工事等（営繕工事を除く）において、情報共有システムの活用を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 工事帳票

本要領における工事帳票とは、農業土木工事の技術基準で定義する「書面(※)」をいう。具体的には、「承諾」「協議」「提出」「提示」「報告」及び「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付書類をいう。

※ 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする（土木工事共通仕様書（H22.7（R2.4改定））宮崎県県土整備部第1編第1章1-1-2用語の定義）。

(対象工事)

第3 発注者は、情報共有システム活用試行対象工事の入札公告及び特記仕様書において、「情報共有システム活用試行対象工事」である旨を記載するものとする。

なお、受注者は、実施の可否について、契約後に監督員と協議（工事打合簿による（別紙1）。）を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、情報共有試行対象工事である旨の記載のない工事であっても、受発注者協議により、受注者は情報共有システムの試行を行うことができる。

入札公告例

5 その他の事項

本工事は、情報共有システム活用試行対象工事である。

特記仕様書記載例（第1章第〇条に記載するものとする。）

第〇条 情報共有システムの活用

本工事は、情報共有システム活用試行対象工事とする。

試行にあたっては、「建設工事等における情報共有システム活用試行要領（令和元年9月27日）」に基づき行う。

試行要領は、宮崎県ホームページから入手できる。

(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/nosonkeikaku/index.html>)

（情報共有システム）

第4 利用できる情報共有システムについては、別に定める。

（工事帳票）

第5 情報共有システムで共有する工事帳票については、別に定める。

（成果品）

第6 成果品については、紙媒体とする。ただし、電子納品対象工事である場合は、「工事写真及び工事完成図の電子納品試行要領」によるものとし、情報共有システムで共有した書類は、電子納品ができるものとする。

また、電子成果品の仕様等については、別に定める。

（セキュリティ対策）

第7 セキュリティ対策については、別に定める。

（その他）

第8 この要領に定めるもののほか、建設工事等における情報共有システム活用の試行に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。